



Ver.1.1 2023.10.05

屋外広告物許可申請についてのご案内

申請は広場使用開始日の1月前までが期日となります。

行政が絡む申請の為、期日変更などは承れませんのでご注意ください。

屋外広告物許可申請について

●稻荷橋広場・金王橋広場・渋谷リバーストリートは、河川上に位置しているため河川法が適用されるスペースです。

河川法では本来広告物の設置は一切許可されておりませんが、特例として渋谷区、(一社)渋谷駅前エリアマネジメントが認めたものののみ設置が許可されます。

屋外広告物とみなされるもの

●ポスター、パネル、看板、のぼり、装飾のあるキッチンカー、ラッピングカー、メニューボード、案内サインボード、その他デザインのある設置物全般

※イベントの内容や訴求の仕方などで、ここに記載のないものに関しても屋外広告物とみなされる場合がございます

申請に必要な情報

●イベントの趣旨概要がわかる資料（企画書等）

●会場のレイアウト（設置物の位置がわかるもの）

●設置物のサイズ、数量、デザイン

●設置物の施工方法（基礎の構造、材質、設置方法等）

※設置にあたって、安全が確保されているかという点も重要なポイントとなります。

申請に必要な情報

申請は当広場を通じて（一社）渋谷駅前エリアマネジメントが行いますが、申請費は実費で広場使用者様にご負担いただきます。

イベント終了後、立替分の御請求書を発行致しますので、イベント終了日より15日以内にお振込みください。

（運営会社の株式会社マグネットスタジオから発行します）



渋谷ストリーム広場は渋谷駅前エリアマネジメント実施地域の為、掲出する広告物等の適正な管理を行うため、広告物等の審査が行われます。

景観ルール

●禁止事項

- └ 歩行者、運転者の誤解を招くような広告物
- └ 周辺誘導サインに誤解を招くデザインとなっているもの
- └ 各広告面に過半に高彩度の色を使用しているもの

●留意事項

- └ 景観を損ねるような、きつい色彩やデザインでないこと
- └ 性を意識させたり、不快感を与える恐れのあるデザインでないこと

内容・形式ルール

●公序良俗に反するものについては禁止とする

- └ 男女のヌードを添えたデザイン（絵画については審査の上承認する場合がある。）
- └ 広告表現上必然性のない下着や水着の写真
- └ 暴力や反社会的行為を肯定的に描いたもの（銃や刃物等の武器が描かれているものも不可）
- └ その他公共の場にふさわしくないと判断するもの

●過剰表現は禁止とする

- └ 「世界一」「業界初」等の表記はその根拠を明記すること。（「低カロリー」等の表現も同様）
- └ 根拠のない「完全」「100%」等の誤認を誘う表現
- └ 「もうかる」「痩せる」等の効果効能の約束

内容・形式ルール

●価格訴求、販売方法についての制限

- └ 価格・割引などの表現は不可
- └ 投げ売り、早い者勝ち等の契約を急がせる表現でないこと（「先着順」は可能）
- └ その他消費者に誤解を与えるとみなす表示・表現は不可

●その他内容規制のある業種、商品

※該当する可能性があるものは、必ず担当者へご相談ください。

- └ 酒類
- └ 病院・医院
- └ 美容・エステティックサロン
- └ 結婚紹介業・結婚情報サービス業
- └ 弁護士・司法書士・行政書士に関するもの
- └ 出版
- └ 映画
- └ ゲームソフト
- └ 医薬品
- └ コンタクトレンズ
- └ 不動産業
- └ 施設・観光地・イベント誘致

掲出を許可しない業種、商品

- └ 貸金業（消費者金融等）
- └ ギャンブル
- └ 宗教宗派
- └ 風俗営業
- └ 遊技場（パチンコ店、パチンコ機器メーカー及び麻雀屋を含む）
- └ 政治宣伝（特定の政党、政派の政治宣伝が目的とみなされるもの、立候補予定者の事前宣伝とみられるものは承認しない）
- └ 意見広告
- └ 暴力団関連
- └ マルチ商法
- └ 出会い系サイト（マッチングアプリ含む）
- └ 商品や企業活動におけるトラブルや触法行為が社会問題化した商品及び企業、またはそれに類するもの
- └ その他、渋谷駅前エリアマネジメント協議会が不適切と認めたもの

※ その他、詳細ルールについては渋谷駅前エリアマネジメント屋外広告物地域ルールをご参照ください。